

# 北上市水防計画

## 本編

北上市

(平成29年3月17日)

# 北上市水防計画目次

第1章	総則	
第1節	目的	4
第2節	用語の定義	4
第3節	水防の責任等	6
第4節	水防計画の作成及び変更	8
第5節	安全配慮	8
第2章	水防組織	
第1節	災害警戒本部	10
第2節	災害対策本部	10
第3節	市水防団の水防組織	10
第3章	重要水防箇所	11
第4章	予報及び警報	
第1節	気象庁が行う予報及び警報	12
第2節	洪水予報河川における洪水予報	13
第3節	水位周知河川における水位到達情報	15
第4節	水防警報	15
第5章	水位等の観測、通報及び公表	
第1節	水位の観測及び通報	17
第2節	雨量の観測及び通報	17
第3節	雨量・水位の公表	17
第6章	気象予報等の情報収集	18
第7章	ダム・水門等の操作	
第1節	ダム・水門等	19
第2節	操作の連絡	19
第3節	連絡系統	19
第8章	通信連絡	20
第9章	水防施設及び輸送	
第1節	水防倉庫及び水防資器材	21
第2節	輸送の確保	21
第10章	水防活動	
第1節	水防配備	22
第2節	巡視及び警戒	22
第3節	水防作業	23

第4節	警戒区域の指定	23
第5節	避難のための立ち退き	24
第6節	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	24
第7節	水防設備の解除	24
第11章	水防信号、水防標識等	
第1節	水防信号	25
第2節	水防標識	25
第3節	身分証票	26
第12章	協力及び応援	
第1節	河川管理者の協力	27
第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	27
第3節	警察官の援助要求	27
第4節	自衛隊の派遣要請	28
第5節	国（河川事務所、地方気象台等）との連携	28
第6節	企業（地元建設業等）との連携	28
第7節	住民、自主防災組織等との連携	28
第13章	費用負担と公用負担	
第1節	費用負担	29
第2節	公用負担	29
第14章	水防報告等	
第1節	水防記録	31
第2節	水防報告	31
第15章	水防訓練	32
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	33
第17章	水防協力団体	
第1節	水防協力団体の指定	35
第2節	水防協力団体の業務	35
第3節	水防協力団体の水防団等との連携	35

# 第1章 総則

## 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる北上市（以下「市」という。）が、法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域に係る河川の洪水を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

### 1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

### 2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

### 3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

### 4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

### 5 消防機関の長

消防本部を置く市にあつては消防長をいう（法第2条第5項）。

### 6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

### 7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

### 8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

## 9 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

## 10 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川）について、国土交通省又は県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

## 11 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

## 12 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

## 13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

## 14 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位にあつて、洪水による災害の発生を警

戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

#### 15 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の避難準備情報発令の目安となる水位である。

#### 16 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難勧告等の発令判断の目安になる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

#### 17 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

#### 18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

#### 19 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。

## 第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

### 1 水防管理団体（市）の責任

市の区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

(法第15条)

- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (8) 警戒区域の設定（法第21条）
- (9) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (10) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (11) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (12) 公用負担（法第28条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (14) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (15) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (16) 水防協議会の設置（法第34条）
- (17) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (18) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (19) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (20) 消防事務との調整（法第50条）

## 2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (11) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- (12) 水防信号の指定（法第20条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

(17) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

### **3 国土交通省の責任**

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

### **4 気象庁の責任**

- (1) 気象予報、警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報、警報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

### **5 居住者等の義務**

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

### **6 水防協力団体の義務**

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

## **第4節 水防計画の作成及び変更**

市は、毎年、県の水防計画に応じて水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ市防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

## **第5節 安全配慮**

水防団は、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避



難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりとする。なお、活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- (1) 水防活動時はライフジャケット、ヘルメットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。

## 第2章 水防組織

### 第1節 災害警戒本部

水防管理者である市長の命を受けた消防防災部長が本部長となり、市災害警戒本部設置要領に基づいて災害警戒本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

なお、市の体制は、市地域防災計画第3章災害応急対策計画第1節活動体制計画、資料2-1のとおりである。

### 第2節 災害対策本部

水防管理者が本部長となり、市災害対策本部規程及び災害対策基本法第23条の2の規定に基づいて災害対策本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

なお、市の体制は、市地域防災計画第3章災害応急対策計画第1節活動体制計画、資料2-1のとおりである。

### 第3節 市水防団の水防組織

市水防団は、市消防団をもって組織し、その区域における水防を十分に果たすものとする。水防団の組織図は資料2-2のとおりとする。

水防団及び水防隊の管轄区域、配備計画等については、資料2-3、2-4のとおりとする。

## 第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所である。

重要水防箇所の設定基準は、資料 3 - 1 のとおりであり、市内の設定箇所は、資料 3 - 2 のとおりである。

# 第4章 予報及び警報

## 第1節 気象庁が行う予報及び警報

### 1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

盛岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を岩手河川国道事務所長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

発表される注意報、警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

#### 【注意報、警報の種類】

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。

#### 【発表基準】

市町村をまとめた地域		花北地区	市町村	北上市	
区分	雨量基準		土壌雨量指数基準	流域雨量指数基準	指定河川洪水予報による基準
大雨注意報	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40		80		
大雨警報	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60		120		
洪水注意報	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40			和賀川流域 = 25 飯豊川流域 = 7 夏油川流域 = 6 尻平川流域 = 10 北本内川流域 = 10	北上川上流 〔朝日橋・男山〕 猿ヶ石川 〔安野〕

洪水警報	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	和賀川流域 = 31 飯豊川流域 = 14 夏油川流域 = 12 尻平川流域 = 12 北本内川流域 = 13	北上川上流 〔朝日橋・男山〕 猿ヶ石川 〔安野〕
------	--------------------------	---	-----------------------------------

【特別警報】

区分	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

2 警報等の伝達経路及び手段

警報等の伝達経路及び手段は、資料4のとおりとする。

【備考】

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1は1時間雨量を示す。例えば、「R1=40」であれば、「1時間雨量40mm以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (3) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市内における基準値の最低値を示す。
- (4) 洪水の欄中、「和賀川流域=25」は、「和賀川流域の流域雨量指数25以上」を意味する。
- (5) 「指定河川洪水予報による基準」の「北上川〔男山〕」は、「指定河川である北上川に発表された洪水予報において、男山基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。
- (6) 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- (7) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

## 第2節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、

水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	洪水予報基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報	洪水予報基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき又は避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報	洪水予報基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

## 2 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

### (1) 洪水予報を行う河川名、区域

予報区域名	河川名	区域
北上川上流	北上川	左岸 盛岡市岩脇町14番地先から岩手・宮城県境まで 右岸 盛岡市下厨川字赤平4番地先から岩手・宮城県境まで
北上川上流	和賀川	左岸 北上市町分20地割68番2地先(九年橋下流端)から北上川合流点まで 右岸 北上市下鬼柳5地割15番1地先(九年橋下流端)から北上川合流点まで
猿ヶ石川	猿ヶ石川	左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで 右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで

### (2) 洪水予報の対象となる基準観測所

単位(m)

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
北上川	男山	北上市稲瀬町岩脇	2.40	3.30	3.90	4.20
北上川	朝日橋	花巻市高木字小路	2.00	3.00	5.00	5.30

和賀川	男山	北上市稲瀬町岩脇	2.40	3.30	3.90	4.20
猿ヶ石川	安野	花巻市矢沢字堰袋	2.00	3.00	4.40	4.80

(3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
北上川、和賀川、猿ヶ石川	岩手河川国道事務所 盛岡地方気象台

(4) 洪水予報の伝達経路及び手段

資料4と同様とする。

### 第3節 水位周知河川における水位到達情報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき又は水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、市長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

**1 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域**

第2節2(1)と同じ。

**2 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所**

第2節2(2)と同じ。

**3 水位到達情報の通知の担当官署**

第2節2(3)と同じ。

**4 水位到達情報の伝達経路及び手段**

資料4と同じ。

### 第4節 水防警報

**1 安全確保の原則**

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

## 2 洪水時の河川に関する水防警報

### (1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発令基準は、資料 2 - 4 のとおりである。

### (2) 国土交通省が行う水防警報

ア 水防警報を行う河川名、区域

第 2 節 2 (1) と同じ。

イ 水防警報の対象となる基準観測所

単位 (m)

河川名	観測所名	地先名	洪水予報				準備水位	出動水位
			水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)		
北上川	男山	北上市 稲瀬町 岩脇	2.40	3.30	3.90	4.20	3.30	3.70
北上川	朝日橋	花巻市 高木字 小路	2.00	3.00	5.00	5.30	3.00	4.00
和賀川	男山	北上市 稲瀬町 岩脇	2.40	3.30	3.90	4.20	3.30	3.70
猿ヶ石川	安野	花巻市 矢沢字 堰袋	2.00	3.00	4.40	4.80	2.00	3.00

ウ 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
北上川、和賀川、猿ヶ石川	岩手河川国道事務所

エ 水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路は、資料 4 と同じ。

### (3) 県が行う水防警報

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。



# 第5章 水位等の観測、通報及び公表

## 第1節 水位の観測及び通報

### 1 市内の水位観測所

市内の水位観測所は、資料5-1のとおりである。

### 2 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は第4章予報及び警報第2節洪水予報河川における洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報の通報系統図は資料4と同様とする。

## 第2節 雨量の観測及び通報

### 1 市内の雨量観測所

北上市内の雨量観測所は、資料5-2のとおりである。

### 2 雨量の通報

雨量の通報系統図は、資料5-3のとおりである。

## 第3節 雨量・水位の公表

### 1 県所管の観測所

水防警報の対象となる水位観測所以外のものについて警戒水位に達したときは、関係広域振興局土木部及び土木センターから水防管理団体へ当該水位観測所が警戒水位を超過した旨をファクス等により通報し、送達確認を行うこととする。（水防警報の対象となる水位観測所においては、水防警報に代える。）ただし、岩手県河川情報システム及びいわてモバイルメールにより通報された場合は、それに代えることができるものとする。

その後については、雨量水位ともに岩手県河川情報システムに掲載することにより、県から関係機関及び地域住民へ公表するものと見なす。

### 2 岩手河川国道事務所及び北上川ダム統合管理事務所所管の観測所

雨量、水位ともに岩手河川国道事務所ホームページ、北上川ダム統合管理事務所ホームページ、国土交通省ホームページのいずれかに掲載することにより関係機関及び地域住民へ公表するものとする。

## 第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、次のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

### 1 気象情報

(1) 気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

(2) 盛岡地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/morioka/>

### 2 雨量・河川水位

(1) 国土交通省（川の防災情報）

<http://www.river.go.jp/>

【携帯版】

<http://i.river.go.jp/>

(2) 岩手河川国道事務所

<http://www2.thr.mlit.go.jp/iwate/bousai/kitakami/index.html>

(3) 北上川ダム統合管理事務所

<http://www.thr.mlit.go.jp/kitakato/>

(4) 岩手県（岩手県河川情報）

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

(5) いわて防災情報ポータル リアルタイム情報

<http://sv032.office.pref.iwate.jp/~bousai/>

# 第7章 ダム・水門等の操作

## 第1節 ダム・水門等

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

### 1 ダム

市内のダムは、資料7-1のとおりである。

### 2 樋管等

市内の樋管等は、資料7-2のとおりである。

## 第2節 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに関係機関に迅速に連絡するものとする。

## 第3節 連絡系統

ダムの連絡系統図は、資料7-3のとおりとする。

## 第 8 章 通信連絡

水防のための連絡は、主として電話及び無線により行うこととする。  
水防関係機関電話番号一覧表は、資料 8 のとおりである。

## 第9章 水防施設及び輸送

### 第1節 水防倉庫及び水防資器材

#### 1 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 市内の水防倉庫及び水防資器材は、資料9のとおりである。
- (2) 水防管理者は、水防資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充するものとする。

#### 2 水防資器材の緊急事態における使用

水防管理者は、水防資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を岩手河川国道事務所長又は県南広域振興局土木部長の承認を受けて使用することができる。

### 第2節 輸送の確保

非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して県南広域振興局土木部長に提出するよう努める。

- 1 付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
- 2 万一に備えた多角的輸送路の選定図

# 第10章 水防活動

## 第1節 水防配備

### 1 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときからその危険が解消されるまでの間、非常配備体制（災害警戒本部での警戒体制並びに災害対策本部での警戒配備体制及び非常配備体制をいう。以下同じ。）により水防事務を処理するものとする。

災害警戒本部及び災害対策本部の体制は、市地域防災計画第3章災害応急対策計画第1節活動体制計画、資料2-1のとおりである。

### 2 水防団の非常配備

#### (1) 水防団の管轄地域

水防団の管轄地域は資料2-3のとおりとする。

#### (2) 水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね資料2-4のとおりとする。

## 第2節 巡視及び警戒

### 1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

## 2 出水時(洪水)

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、資料3-2に定める重要水防箇所(第3章参照)を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県南広域振興局土木部長及び河川等の管理者に連絡し、県南広域振興局土木部長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防・ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第6節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料10のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

## 第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第5節 避難のための立ち退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、北上警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県南広域振興局土木部長に速やかに報告するものとする。

## 第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

### 1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。

### 2 決壊・漏水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 第7節 水防配備の解除

### 1 水防管理団体の警戒配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、水防の警戒配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

### 2 水防団の警戒配備の解除

水防団の警戒配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、市本部長が配備解除の指令をしたときとする。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を市本部長に直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。



# 第11章 水防信号、水防標識等

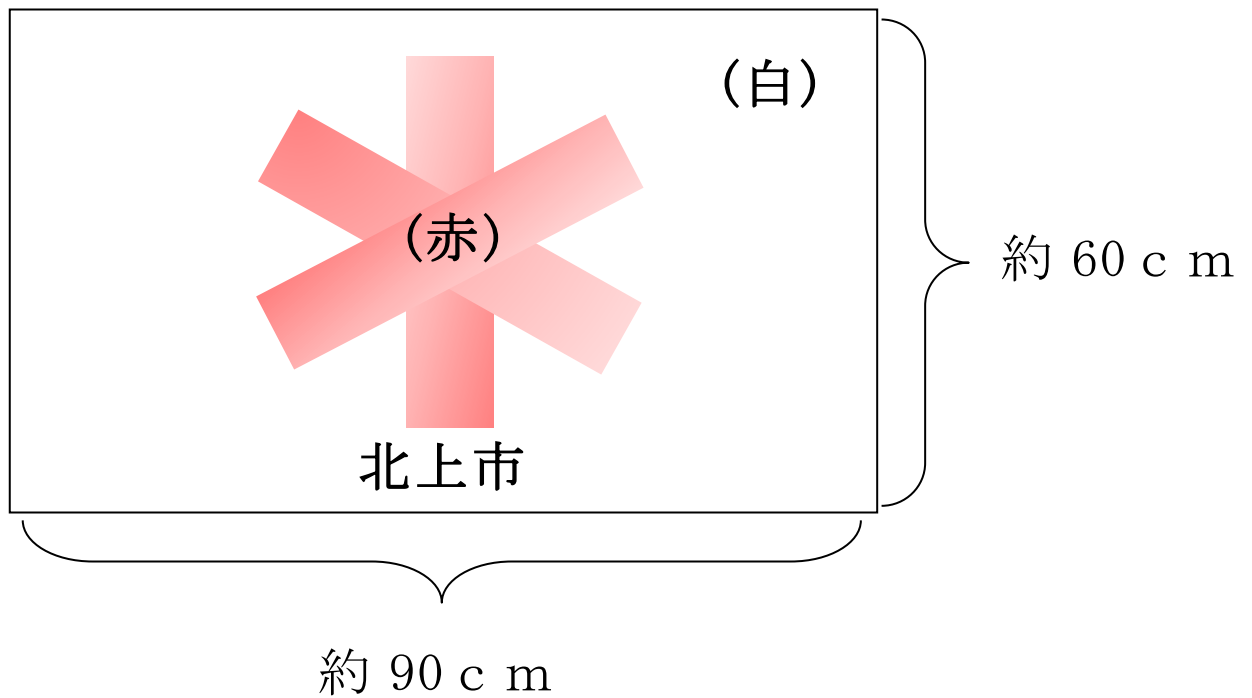
## 第1節 水防信号

法第20条に規定された知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

信号種別	打鐘信号	余いん防止符サイレン信号
警戒信号	1点と4点との連打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	$\frac{1}{\text{分}}$ 長声一声
出動信号	3点 3点 3点 ○○○ ○○○ ○○○ 連打	$\frac{3\text{秒}}{2\text{秒}}$ $\frac{10\text{秒}}{2\text{秒}}$ $\frac{3\text{秒}}{2\text{秒}}$ $\frac{10\text{秒}}{2\text{秒}}$ 連続
避難信号	乱打 ○○○○○○○○○○○○	$\frac{3\text{秒}}{2\text{秒}}$ $\frac{3\text{秒}}{2\text{秒}}$ $\frac{3\text{秒}}{2\text{秒}}$ $\frac{3\text{秒}}{2\text{秒}}$ 連続
解除信号	口頭伝達	口頭伝達

## 第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



### 第3節 身分証票

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第	号	身 分 証 票	
住 所			
氏 名			
職 名			
上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。			
年 月 日		北上市長	
		氏 名	印

(裏)

- (1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

## 第12章 協力及び応援

### 第1節 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（北上川、和賀川、猿ヶ石川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

### 第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき協定締結団体に対して応援を求めるものとする。

また、他の水防管理者から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### 第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、北上警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

## 第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

## 第5節 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

### 1 水防連絡会

市は、県や岩手河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

### 2 ホットライン

市は、河川の水位状況については岩手河川国道事務所とのホットラインにより、また気象状況については盛岡地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

## 第6節 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して岩手県建設業協会北上支部と協定を締結している。岩手県建設業協会北上支部との協定は、市地域防災計画資料編3-26-4、資料12のとおりである。

## 第7節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

# 第13章 費用負担と公用負担

## 第1節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担するものとする。

ただし、次の場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定による著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

## 第2節 公用負担

### 1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

### 2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
北上市水防団	所属・階級
氏	名
上記の者に、北上市区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。	
年 月 日	水防管理者 氏 名
	印

### 3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第	号		
種	類	員	数
使	用	収	用
		処	分
		年	月
			日
		様	
		水防管理者	氏 名 [印]
		事務取扱者	氏 名

### 4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

# 第14章 水防報告等

## 第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

## 第2節 水防報告

水防管理者は、必要に応じて水防記録について県南広域振興局土木部長を経由して県水防本部長に報告するものとする。

## 第15章 水防訓練

市は、毎年水防団の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。  
(第10章水防活動第3節水防作業参照)



# 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

## 1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、市に關係する浸水想定区域が指定公表されている河川は、次のとおりである。

水系・河川名	指定公表月日	摘要
北上川水系 北上川	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系 和賀川※		
北上川水系 猿ヶ石川		

※なお、和賀川の指定公表区間は次のとおりである。

左岸：町分20地割68番2地先九年橋下流端から北上川合流点まで

右岸：下鬼柳5地割15番1地先九年橋下流端から北上川合流点まで

## 2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められ

るもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

市地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、市地域防災計画第2章第13節風水害予防計画、資料16のとおりである。

### 3 ハザードマップ

市では、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し住民、滞在者やその他の者が提供を受けることができる状態にしている。

このハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難のこころ構えを養い、水害時には住民の円滑迅速な避難の確保を図る。

### 4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は資料4のとおりとする。（住民その他）

### 5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

# 第17章 水防協力団体

## 第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、次の節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

## 第2節 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

## 第3節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前節の業務を行わなければならない。